

交通事故等で国保診療を受ける手続きについて

入間市国民健康保険

1 必要書類

- ☐ (1) 第三者の行為による被害の届（記入者：被害者）
- ☐ (2) 第三者の行為に係る加害者に関する事項（記入者：被害者）
- ☐ (3) 事故発生状況報告書（記入者：被害者）
- ☐ (4) 同意書（記入者：被害者）
- ☐ (5) 誓約書（記入者：加害者）
- ☐ (6) 交通事故証明書（人身事故）

い
ず
れ
か

or

- ☐ (7)-1 交通事故証明書（物件事故）
- ☐ (7)-2 人身事故証明書入手不能理由書

（交通事故が物件事故の場合、記入者：被害者又は加害者）

※ 交通事故証明書がコピーの場合は、余白に
「この写しは原本に相違ありません。」

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 印」

と署名又は記名押印してください。

2 損害賠償請求について

国保から支払われる費用（医療費の7割）については、加害者に代わって一時的に国保が立て替えているにすぎません。ですから、国保が立て替えた損害額は、後ほど加害者またはその加入している保険会社等に請求することになります。

※ 書類送付先・問い合わせ先

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

入間市役所 健康推進部 国保医療課 国保給付担当

TEL 04-2964-1111 内線1233